

諮問番号：諮問第 294 号

答申番号：答申第 294 号

答申書

第 1 審査会の結論

●●福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく次の各処分（以下これらを総称して「本件各処分」という。）に係る各審査請求（以下これらを総称して「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分内容	処分の略称
法第 26 条の規定による保護廃止決定	本件処分 1
法第 63 条の規定による費用返還決定	本件処分 2

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

(1) 処分庁から「生活保護廃止通知書」及び「費用返還命令書兼費用徴収決定通知書」が届いたいきさつとしては、処分庁のケースワーカー（以下「CW」という。）の自分に対する誹謗中傷等が原因である。特に、3 か月に 1 回の家庭訪問の日程調整について、なかなか折り合いが付かず、いつ会えるかなどと執拗に迫られ、暴言を吐かれた。また、生活保護費（以下「保護費」という。）の支給が銀行口座振込みから窓口受取りに変更された。

CW が普通に接してくれたら生活保護（以下「保護」という。）が廃止になることはなかった。今まで 10 年くらい保護を受給してきたが、これまでの CW とは一度も揉めたことがなかった。

(2) 総務省の行政苦情 110 番に不服を申し立て、その際、処分庁等にも不服申立書を書いたが、当該申立書の一部が脅迫に当たるといふことで逮捕され、CW にも非があるのに起訴された。

(3) 統合失調症等により仕事ができず、保護を受けざるを得ない。2 級の精神障害者

保健福祉手帳を所持しているが、障害年金は保険料未払いのために受給できない。服役後、保護費の受給申請を行うとともに、今回の保護費の返還も少しずつではあるが行うつもりである。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分は、処分庁が令和6年12月26日に保護を廃止したこと及びこれに伴う費用返還決定に対する審査請求であるが、本件処分1及び本件処分2について、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、逮捕・起訴に至った原因が処分庁にある以上、本件各処分は違法である旨を主張しているのに対し、処分庁は、審査請求人が逮捕・起訴され、保護の必要がなくなったことを理由に本件各処分を行ったものである旨を主張しているところ、以下判断する。

1 本件処分1について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-15は、被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ない旨を定めている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問12の答2の(2)では、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を廃止すべきである旨を定めている。

処分庁は、審査請求人が令和6年12月2日に逮捕された後、同月24日に起訴されたことから、刑事収容施設への留置・収容等の期間が6か月を超える見込みとなり、「最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に該当すると判断し、本件処分1を行ったものと認められる。

したがって、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分2について

処分庁は、審査請求人が逮捕・起訴されたことにより、支給済みである令和6年12月分の保護費のうち留置された同月2日の翌日以降のものを返還させる必要があることから、本件処分2を行ったものと認められる。

したがって、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年9月29日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年11月17日、令和7年12月15日及び令和8年1月19日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

- (1) 法第26条では、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定しなければならない旨が、問答集問7-15では、被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ない旨が、それぞれ定められている。

また、課長通知第10の問12の答2の(2)では、当該世帯における最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を廃止すべきである旨が定められている。

- (2) 本件についてこれをみると、審査請求人は、令和6年12月2日に逮捕され、同月24日に起訴されたことが認められるが、このことをもって、直ちに「以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する」と判断することはできない。

この点について、本審査会が処分庁に当該判断を行った理由について質問を行っ

たところ、審査請求人の逮捕は、CWへの脅迫事件に起因したものであり、警察、検察の事実確認や事情聴取の中で、事件の悪質性や余罪などから、執行猶予はなく、実刑が6月を超えることが明らかに予想されたため、保護を廃止したものである旨の回答を得た。

当該回答を踏まえると、処分庁が、審査請求人の刑事収容施設への留置・収容等の期間が6か月を超えると判断したことに違法又は不当な点は認められず、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分2について

(1) 法第63条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨が、問答集問13-5では、法第63条は、原則として、資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである旨が定められている。

(2) 本件についてこれをみると、上記1(2)のとおり審査請求人が逮捕・起訴されたことにより、令和6年12月2日の翌日以降の保護費を返還させる必要があったことが認められる。そして、同月1日の支給額110,860円から同月2日までの保護費13,752円を差し引いた97,108円の返還を求める本件処分2を行ったものと認められる。よって、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子